

○トンネル電気設備・防災設備保守点検業務委託に関する一般競争入札公告

トンネル電気設備・防災設備保守点検業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和3年3月12日

岐阜県下呂土木事務所長 加藤 利男

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 箇所及び数量
下呂土木事務所管内 トンネル全5箇所
(竹原トンネル、かおれトンネル、少ケ野トンネル、新日和田トンネル、ささゆりトンネル)
- (2) 仕様及びその他明細
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 実施場所
入札説明書及び仕様書による。

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- (3) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れ、その他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 飛騨地区内に営業拠点（本社、支社または営業所）を有する者であること。
- (5) 第1種電気工事士の資格を有する技術者を擁している者であること。
- (6) 消防設備士（第1類、第2類、第4類、第6類、第7類のすべて）又は、消防設備点検資格者（第1種、第2種のすべて）の資格を有する技術者を擁している者であること。
- (7) AI工事担任者（第1種、第2種、第3種のいずれか）又はアナログ工事担任者（第1種、第2種、第3種のいずれか）の資格を有する技術者を擁している者であること。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒509-2592 岐阜県下呂市萩原町羽根2605-1 下呂総合庁舎
岐阜県下呂土木事務所 施設管理課 施設管理係
電 話 0576-52-3111（内線328）
メール c26009@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和3年3月12日（金）から令和3年3月18日（木）までの毎日
（但し、県の機関の休日を除く。） 午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3の(1)に同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は上記3の(1)まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を、3の(1)までに持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和3年3月19日（金）午後4時

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出できない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和3年3月23日（火）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時

令和3年3月25日（木）午後1時30分

イ 場 所

岐阜県下呂市萩原町羽根2605-1

岐阜県下呂総合庁舎 3階 3-1会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又は代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条に該当するときは免除する。

ウ 落札者の決定方法

規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

- (ア) 令和3年度予算の議決が得られなかった場合には、入札執行を取りやめることがある。
なお、これに伴い損害が生じた場合にあっては、県はその損害について一切負担しない。
- (イ) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 郵便又は電信による入札は、認めない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。
なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。